２８文第９１３号

平成２８年　６月１０日

各私立学校設置者　様

福島県総務部私学・法人課長

（公印省略）

除染等に類する行為により生じた土壌等の保管届出について（依頼）

除染等に類する土壌等を中間貯蔵施設へ搬出するためには、市町村が管理する放射性物質汚染対処特措法に基づく保管台帳に登録する必要があり、市町村が台帳を調製するためには、当該土壌等を保管している各管理者（私立学校の場合はその設置者）が、土壌等が所在する市町村へ届け出なければなりません。

つきましては、当課において関係市町村に対して各私立学校の保管状況を一括して届出手続きを行いますので、貴下の各私立学校の状況を取りまとめの上、下記により関係書類を提出していただきますようお願いします。

学校等の各施設における保管状況について、市町村を始めとする関係機関が正しく把握・情報共有することが、今後の円滑な搬出計画を策定する上で極めて重要となることから、市町村から環境省に対する報告に各私立学校における状況を漏れなく反映させる必要があります。このため、業務御多用のところ期間の短い依頼となってしまい大変恐縮ですが、速やかに御対応いただきますようお願いします。

記

１　市町村への報告対象となる補助金

（１）国の補助事業

ア　私立学校建物其他災害復旧費補助金

イ　社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金

ウ　子育て支援事業設備等復旧支援事業費補助金

エ　社会福祉施設等災害復旧費補助金（障害福祉施設等復旧支援事業分）

（２）県の補助事業

ア　私立学校運営費補助金

イ　私立幼稚園教育振興助成事業補助金

ウ　私立専修学校等運営費補助金

エ　私立専修学校振興助成事業補助金

オ　児童養護施設等線量低減化・環境改善事業補助金

カ　保育施設等表土改善事業補助金

キ　障がい児施設等表土改善事業補助金

２　提出書類

（１）「除染等に類する行為により生じた土壌等の保管届出書」

（備考欄に補助事業ごとの発生土壌量を記載してください。）

（２）当該土壌を発生させた事業の「実績報告書」及び「補助金額の確定通知書」の写し

（県の補助金が交付されている場合、実績報告額が交付決定額と同額である場合は、補助金額の確定通知書を発行しておりませんので、「補助金交付決定指令書」の写しを添付してください。）

（３）「発生した土壌の量がわかる書類（仕様書、竣工図書等）」の写し

（４）「汚染土壌等の保管状況調査票」

３　提出方法等

（１）提出期限

ア　地上に保管している土壌等についての状況報告

平成２８年６月１７日（金）【必着】

イ　地下に保管している土壌等についての状況報告

平成２８年６月２４日（金）【必着】

（２）提 出 先

〒９６０－８６７０（住所記載不要）

福島県総務部私学・法人課

（３）提出方法

持参又は郵送による。

なお、作成でき次第、一旦ＦＡＸ又はメールで関係書類の写しを送付願います。

（４）そ の 他

すでに市町村に届け出ている場合であって、当該届出事項に変更又は誤り等があり、修正・訂正届出を提出する必要がある場合も、同様に当課宛て報告願います。

４　留意事項

別紙「留意事項」を熟読の上、関係書類を作成・提出してください。

５　その他

「提出書類の様式」等につきましては、当課ホームページにおいても掲載しますので、必要に応じてダウンロードしていただくなどして御活用ください。

●　福島県私学・法人課ホームページＵＲＬ

https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01135b/

（事務担当　私学・法人課

【小・中・高等学校担当】副主査　沢井

【幼稚園・認定こども園担当】副主査　佐々木

【専修・各種学校担当】主　事　梅原

電話：024-521-7048　 ＦＡＸ：024-521-7903

E-mail：shigakuhoujin@pref.fukushima.lg.jp）

【別紙】

留意事項

関係書類作成に当たっては、別添の「除染等に類する行為により生じた土壌等の保管届出書について」のほか、下記の点についても留意願います。

１　記２の提出書類は、学校ごとに作成してください。

２　各私立学校が平成２３年度に当課所管の補助事業により実施した除染作業（グラウンドの表土改善等）については、福島県私立学校運営費補助金（一般分・線量低減化支援事業）が補助事業の正式名称となりますので、上記１（２）アに該当します。

また、東日本大震災に係る災害復旧工事において除染作業等を同時に実施した場合、私立学校建物其他災害復旧費補助金（上記１（１）ア）に該当しますので、除染作業が異なる補助金を財源として実施した場合は、補助金ごとの発生土壌量が分かるように整理してください。

３　自主的に実施した除染作業により発生した汚染土壌等を保管している場合は、「除染等に類する行為により生じた土壌等の保管届出書」には計上しないでください。

なお、この場合も、「汚染土壌等の保管状況調査票」に掲載していただくとともに、「発生した土壌の量がわかる書類（仕様書、竣工図書等）」の写しを添付してください。

４　各学校において保管体積を算定する基礎資料（掘削した表土の面積と深さを確認できる資料）等がない場合は、工事等の施工業者に基礎となる資料を提供いただくなどして、正確な数量を報告していただきますようお願いします。

５　工事施工業者等への確認に時間を要するため、期限までの報告が困難な場合は、事前に御相談願います。